

富田林病院の譲渡等に関する基本協定書
の一部を変更する協定書

富田林市（以下「甲」という。）と社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部大阪府済生会（以下「乙」という。）が平成29年2月8日付けで締結した富田林病院の譲渡等に関する基本協定書の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第7条第2項中「平成31年度」を「平成32年度」に改め、「一部」を削り、「供用開始」の次に「(健診センター棟を除く。)」を加える。

この協定は、平成29年11月21日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月21日

甲 大阪府富田林市常盤町1番1号
富田林市

富田林市長 多田利喜 ⑩

乙 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号
社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部大阪府済生会

支部長 岡上武 ⑩